

住院期间须知

入院中の皆様へ

关于通讯

在您住院期间，信函及明信片等邮件的收发不受限制。

但是，如果认为信函中含有某些夹杂物时，会在医院职员的会同下由您亲自打开信件，根据该夹杂物的性质，可能由医院代为保管。（包含来自政府机关的信件）

通信について

あなたの入院中、手紙やはがきの発信、受信は制限されることはありません。

ただし、手紙に何らかの物品が同封されているとみなされた時には、職員の立ち会いのもとであなた御自身に開封していただき、物品によっては病院に預かる場合があります。（公的機関からの受信も含みます）

关于电话

原则上电话不受限制，但根据医师作出的关于您病情的指示，有可能暂时进行限制，请务必谅解。

但是，您与执行人权保护的行政机关职员及您的代理人律师之间的电话不会受到限制。

请遵从治疗方针，使用住院楼内设置的电话。

電話について

電話は原則的には制限されませんが、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限されることがあることを御承知ください。

しかし、人権を擁護する行政機関の職員、ならびにあなたの代理人である弁護士との電話は制限されることはありません。

治療方針に従い、病棟に設置された電話を御利用ください。

关于会面

会面有时间限制规定，请依照规定进行会面。

原则上会面不受限制，但根据您的病情，遵照医师的指示，有可能不能进行会面。

但是，您与执行人权保护的行政机关职员、您的代理人律师及接受您或您的保护人的委托，即将成为您的代理人律师之间的会面，不会受到限制。

面会について

面会時間が決められておりますので、それを守ってください。

面会は原則的には制限されませんが、あなたの病状によっては医師の指示で御遠慮いただくことがあります。

しかし、人権を擁護する行政機関の職員や、あなたの代理人である弁護士及びあなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人になろうとする弁護士についての面会は、制限されることはありません。

关于行动限制

在您住院期间，因治疗的需要，有可能对于您的行动进行限制。

行動の制限について

あなたの入院中、治療上必要な場合には、あなたの行動を制限することがあります。

关于向都知事提出请求

当您有疑问或无法接受的事项，请向医院的职员提出。

您提出之后，对于您的住院及待遇仍然存在无法接受的事项时，您或您的保护人可向都知事提出请求，要求其发出对您实施门诊治疗及改善医院对于您的待遇的指示。

有关详细内容，请询问医院职员或向以下单位进行咨询。

都知事に対する請求について

もしも、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、病院の職員にお申し出ください。

それでもなお、あなたの入院や処遇について納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、通院や病院の処遇の改善を指示するよう、都知事に請求することができます。

この点について詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか、又は下記にお問い合わせください。

- 1 关于请求出院及改善住院期间的隔离・束缚人身自由的措施。
邮政编码 156-0057 东京都世田谷区上北泽二丁目1番7号
東京都中部総合精神保健福祉センター 広報援助科（精神医療審査会）
電話 03（3302）7891（直撥）

退院請求及び入院中の隔離・拘束等の処遇改善に関すること。

郵便番号 156-0057 東京都世田谷区上北沢二丁目1番7号
東京都中部総合精神保健福祉センター 広報援助課（精神医療審査会）
電話 03（3302）7891（ダイヤルイン）

- 2 关于强制性住院的实施。
邮政编码 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番地1号
東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健福利科
電話 03（5320）4462（直撥）

措置入院の実施に関すること。

郵便番号 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健福祉課
電話 03（5320）4462（ダイヤルイン）

- 3 关于住院期间的其它投诉。
邮政编码 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都福祉保健局医療政策部医療安全科（患者之声咨询窗口）
電話 03（5320）4435（直撥）

その他入院中の苦情に関すること。

郵便番号 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都福祉保健局医療政策部医療安全課（患者の声相談窓口）
電話 03（5320）4435（ダイヤルイン）

人权保护场所

（在23个区内进行住院治疗的患者）

邮政编码 102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎 東京法務局人权拥护部
電話 03（5213）1234（总机）
0570（003）110（人权咨询）

人权を擁護するところ

（23区内の病院に入院している方）

郵便番号 102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号
九段第2合同庁舎 東京法務局人权擁護部
電話 03（5213）1234【代表】
0570（003）110【人权相談】